

8 複合型サービス費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注					
		登録者数が登録定員を超える場合	従業者の員数が基準に満たない場合	身体障害者による災害賠償	施設敷地内での火災賠償	業務用器具の盗難賠償	過少サービスに対する減算	サテライト体制未整備減算	特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	訪問看護体制加算(1月につき)	末期の悪性腫瘍等による遺体供養の必要経費が計られる場合の減算(1月につき)	特別の指示により特別に急事長あての対応が求められる場合の減算(1月につき)			
イ 看護小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要介護1: 1,122,000(単位) 要介護2: 1,248,000(単位) 要介護3: 2,272,000(単位) 要介護4: 3,296,000(単位) 要介護5: 4,320,000(単位)	×70/100	×70/100	-1,710(単位)	-1,710(単位)	-1,710(単位)	×70/100	×97/100	+15/100	+10/100	+5/100	-335(単位) -925(単位) -925(単位) -1,850(単位) -2,874(単位) -2,874(単位) -925(単位) -925(単位) -335(単位) -2,874(単位)	-335(単位) -925(単位) -925(単位) -1,850(単位) -2,874(単位) -2,874(単位) -925(単位) -925(単位) -335(単位) -2,874(単位)	-335(単位) -925(単位) -925(単位) -1,850(単位) -2,874(単位) -2,874(単位) -925(単位) -925(単位) -335(単位) -2,874(単位)	-335(単位) -925(単位) -925(単位) -1,850(単位) -2,874(単位) -2,874(単位) -925(単位) -925(単位) -335(単位) -2,874(単位)	
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1: 1,122,000(単位) 要介護2: 1,248,000(単位) 要介護3: 2,272,000(単位) 要介護4: 3,296,000(単位) 要介護5: 4,320,000(単位)															
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)	要介護1: 2,571(単位) 要介護2: 2,620(単位) 要介護3: 2,669(単位) 要介護4: 2,718(単位) 要介護5: 2,767(単位)																
ハ 初期加算(イを算定する場合のみ算定)	(1日につき 30単位を加算)																
ニ 認知症加算(イを算定する場合のみ算定)	1. 認知症加算(1月につき 3.0単位を加算)																
	2. 認知症加算(1月につき 3.0単位を加算)																
ホ 認知症行動・心理症状緊急対応加算(イを算定する場合のみ算定)	(1日につき 2.0単位を加算(17日限))																
ヘ 認知症対応利用者受入加算(イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 8.0単位を加算)																
ト 栄養アセスメント加算(イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 5.0単位を加算)																
チ 栄養改善加算(イを算定する場合のみ算定)	(1回につき 2.0単位を加算(1月に2回を限度))																
リ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(1回につき 2.0単位を加算(6月に1回を限度))																
	(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(1回につき 3.0単位を加算(6月に1回を限度))																
ヌ 口腔機能向上加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 口腔機能向上加算(1回につき 1.0単位(1月に2回を限度))																
	(2) 口腔機能向上加算(1回につき 1.0単位(1月に2回を限度))																
ル 通所時共同指導加算(イを算定する場合のみ算定)	(1回につき 5.0単位を加算)																
ハ 緊急時対応加算(イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 1.0単位を加算)																
ニ 特別加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 特別加算(1月につき 5.0単位を加算)																
	(2) 特別加算(1月につき 2.0単位を加算)																
ホ 特別加算(イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 1.0単位を加算)																
ヘ ターミナルケア加算(イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 2.0単位を加算)																
ト 看護体制強化加算(イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 2.0単位を加算)																
チ 訪問体制強化加算(イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 1.0単位を加算)																
リ 総合マネジメント体制強化加算(イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 3.0単位を加算)																
ヌ 看護マネジメント加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 看護マネジメント加算(1月につき 3.0単位を加算)																
	(2) 看護マネジメント加算(1月につき 3.0単位を加算)																
ヘ 排せつ支援加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 排せつ支援加算(1月につき 1.0単位を加算)																
	(2) 排せつ支援加算(1月につき 1.0単位を加算)																
	(3) 排せつ支援加算(1月につき 2.0単位を加算)																
ト 排せつ介護指導体制加算(イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 4.0単位を加算)																
ニ 生活自立支援体制加算(イを算定する場合のみ算定)	1. 生活自立支援体制加算(1月につき 1.0単位を加算)																
	2. 生活自立支援体制加算(1月につき 1.0単位を加算)																
ホ サービス提供体制強化加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) サービス提供体制強化加算(1月につき 7.0単位を加算)																
	(2) サービス提供体制強化加算(1月につき 4.0単位を加算)																
	(3) サービス提供体制強化加算(1月につき 3.0単位を加算)																
ト サービス提供体制強化加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) サービス提供体制強化加算(1月につき 2.0単位を加算)																
	(2) サービス提供体制強化加算(1月につき 2.0単位を加算)																
ニ 介護職員処遇改善加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 介護職員処遇改善加算(1月につき 1,927,000(単位))																
	(2) 介護職員処遇改善加算(1月につき 774,000(単位))																
	(3) 介護職員処遇改善加算(1月につき 417,000(単位))																
ホ 介護職員等特定処遇改善加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(1月につき 1,177,000(単位))																
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(1月につき 1,177,000(単位))																
ト 介護職員等ベースアップ等支援加算(イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 177,000(単位))																

注 死亡日及び死亡前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合
注 死亡の報告に基づき、遺体供養経費を計上して算定した特別の経費が計上した場合

注 所定単位は、イから2までにより算定した単位数の合計

注 所定単位は、イから2までにより算定した単位数の合計

注 所定単位は、イから2までにより算定した単位数の合計

特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、緊急時対応看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算、看護体制強化加算、訪問体制強化加算、総合マネジメント体制強化加算、(イ)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の基、(1)の単位数を記入

身体障害者による災害賠償については令和7年4月1日から適用する

緊急時対応看護加算については、算定の対象となる算定の基の計上のみの対応となるため、算定の基の計上のみの対応となるため、令和7年3月31日までの期間適用しない

介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和7年3月31日まで算定可能